★第3回・第4回高砂南地区まちづくり検討会 開催報告★

★第3回まちづくり検討会の内容★

開催日:平成25年11月19日(火)

開催時間:19時~21時 会 場:高砂地区センター

参加者数:12名 検討テーマ:

●個別ルールの検討

●まちづくりルールの骨子(たたき台)の検討

★第4回まちづくり検討会の内容★

開催日:平成25年12月12日(木)

開催時間:19時~21時 場:高砂地区センター

参加者数:14名 検討テーマ:

●個別ルールの検討

●まちづくりルール(たたき台)のまとめ

個別のルールについて意見交換を行いました!

【建築物の高さの制限(15~20mの範囲で検討)】

- 17m(5階程度)が妥当ではないか
- ・ 近隣住民としてはなるべく低く抑えたい 等

【建築物の敷地面積の最低限度(66~80㎡の範囲で検討)】

- ・まちの将来像を考えると80㎡が望ましい
- ・ 厳しい数値にすると、戸建が建ちづらくマンションが建ちやすくなるのではないか 等 【壁面の位置の制限①(主要な道路A・B沿道の建物について、外壁等を道路中心線から3m以上

離して建てる方向で検討)】

- ・ 道路空間は確保したいが、沿道権利者の意向を確認するべき
- ・ 防災性向上以外の必要性も整理し、地域の理解を得ていくべき 等

【壁面の位置の制限②(隣地境界線から建物外壁等を 0.5m以上離して建てる方向で検討)】

- ・ 隣地境界線から 0.5m以上が妥当
- ・ 防犯面での問題はないか 等

2 まちづくりのルールの骨子(たたき台)をまとめました!

- ・ 今後、アンケートや説明会などで地域に出していく際には、 ルールの内容をわかりやすく伝えることが重要
- ・ルールが適用されるのは、建替えや新築の際であることを明示すべき

★第1回・第2回高砂南地区まちづくり検討会の概要★

★第1回まちづくり検討会の検討内容★

- ●高砂南地区のまちづくりあり方について ~南地区のまちづくりの課題を共有しました
- ●まちづくりのルールのあり方について
- ~意見交換を行いました

★第2回まちづくり検討会の検討内容★

- ●まちづくりルールの検討方針(案)について
- ~これまでのご意見や課題について、まちづくりル
- ールで取り組めることを整理しました

●まちづくリルールの骨子(たたき台)について

~具体的な制限等について意見交換を行いました

お問い合わせ先



葛飾区都市整備部街づくり推進課

〒124-8555 東京都葛飾区立石 5-13-1

電話:03-5654-8344(直通) ファックス:03-3697-1660

高砂南地区まちづくり検討会ニュ



第2号 平成26年1月

発行:葛飾区

まちづくりルール(たたき台)を作成しました!

葛飾区では、昨年6月に高砂地区開発協議会から南地区のルールづくりの提案を受 けました。それをふまえて区では、『高砂南地区まちづくり検討会』を立ち上げ、町 会から推薦された方と公募の方の計20名にご参加いただき、住民の方と区との協働 により南地区のまちづくりルール(たたき台)を作成しました。

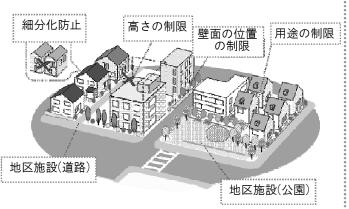
"まちづくりのルール(地区計画)"とは?

まちづくりのルール(地区計画)とは、その地区 独自のまちの将来像や目標などを定めるとともに、 現在の法規制に加えて、地区内で建物を建てたり、 開発を行う際に守らなくてはならない地区独自の 「建替えのルール」を定める制度です。

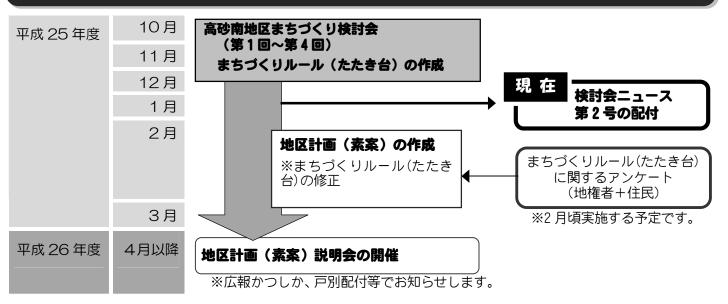
まちづくりのルール(地区計画)を定めた後は、 建物の建築などに届出が義務づけられ、個々の建替 えにあわせて住環境がより良く変化していきます。

ルールには、建築物の壁面の位置の制限や敷地面 積の最低限度、高さの最高限度、建築物の形態又は 意匠の制限等を定めることができます。

<まちづくりルールの全体イメージ>



~ 今後のスケジュール(予定)~



~ まちづくりルール(たたき台)の概要

★新築・建替えの際に守るルールです ★今の建物をすぐに変える必要はあり きせん

まちづくりの目標

「安全で安心な落ち着きのある、 みどり豊かな住宅市街地」の形成

- ◇住宅地としての良好な環境保全
- ◇道路、公園等の基盤整備と敷地の細分化抑制による防災性向上
- ◇みどりを育て、うるおいを感じる街並みの形成



建築物の敷地面積の最低限度

〈住宅地区A·住宅地区B〉

80㎡(約24坪)

<敷地分割後> <現在> 建替え 90m





建替え



建築物の高さの最高限度

〈住宅地区Aのみ〉

17m(5階程度)

*住宅地区Bは現在の法規制のまま12mです。

☆現在は、敷地条件によっては高い建物が 建築可能です。 ☆ルールを定めることにより、最高限度を 超える突出した高さの建物の立地を制限 することができます。

▽高さの最高限度 1 7 m

1階

3m/階×5階=15m 5階 3m/階×3階=9m 3m/階×2階 = 6m 2階 2階 2階

垣またはさくの構造の制限

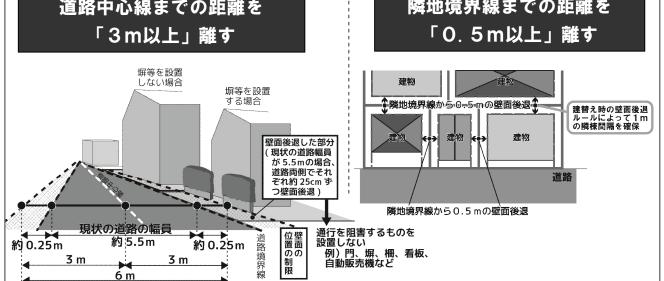
<住宅地区A・住宅地区B>

- ★道路に面して垣またはさく を設ける場合は、緑化による 安全で快適な歩行者空間を 生み出す。
- ★倒壊する恐れのない、生け垣 または透視可能なフェンス、 鉄柵とする。



建築物の壁面の位置の制限

<主要な道路A・Bの沿道> 〈住宅地区A·住宅地区B〉 建築物の外壁等と 建築物の外壁等と 道路中心線までの距離を 隣地境界線までの距離を 「3m以上」離す 「0.5m以上」離す



建築物等の形態または色彩 その他の意匠の制限

〈住宅地区A·住宅地区B〉

[屋根または外壁]

基調となる色彩、形態等は周辺 環境と調和した落ち着きのあ るものとする。

[屋外広告物等]

- ★色彩、形態等は、周辺の街並 みに調和したものとする。
- ★回転灯は使用してはならな LI
- ★腐朽し、腐食し、破損・燃焼 しやすい材料は使用してはな らない。

